

平成20年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その3)

区 分	件 名	概 要					
条例案(1件) 総務部	三重県県税条例の一部を改正する条例案	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">予 条 例 其 他 報 認 提 計</td> <td style="padding: 5px;">算 案 議 案 告 定 出</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"> 1 件 件 件 件 件 1 件 </td> <td style="padding: 5px; font-size: 2em;">}</td> <td style="padding: 5px;">議案 1件</td> </tr> </table> <p> 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律の成立に伴い、平成20年3月31日に期限の到来する自動車取得税における特例措置のうちその期限を延長する必要性が認められるものについて、その期限を暫定的に同年5月31日まで延長する措置を講ずるものである。 (平成20年4月1日から施行) </p> <p> (主な改正項目) ・自動車取得税に係る以下の特例措置について、平成20年5月31日まで延長する。 </p> <ol style="list-style-type: none"> (1)免税点の特例措置(自動車の取得について、取得価額が50万円以下(本則15万円以下)の場合は課税されないこととしている特例措置) (2)低燃費車に係る課税標準の特例措置(一定の低燃費車でかつ低排出ガス認定車について、取得価額から30万円又は15万円を控除する特例措置) (3)大型ディーゼル車に係る税率の特例措置(大型ディーゼル車について、一定の燃費基準を満たすもののうち、平成17年度排出ガス規制に適合するものについて、税率を1%又は2%軽減する特例措置) 	予 条 例 其 他 報 認 提 計	算 案 議 案 告 定 出	1 件 件 件 件 件 1 件	}	議案 1件
予 条 例 其 他 報 認 提 計	算 案 議 案 告 定 出	1 件 件 件 件 件 1 件	}	議案 1件			
	参 考	地方税法第3条第1項により、県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、地方団体の条例によらなければならないとしていることから、地方税法の一部改正に伴う規定の整備をするものである。					